

## オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和6年 11月 8日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部長 小林 弘幸

### 1 調達内容

- (1) 調達件名 06-西日本団地再生業務事務所奈良県A分室機械警備業務
- (2) 調達品等の特質 仕様書による
- (3) 履行期間 令和6年11月25日から令和9年2月15日まで
- (4) 履行場所 機械警備業務依頼書による

#### ○「機械警備業務依頼書」の交付方法

別添の交付申込書に必要事項を記入し、以下の受付期間内にFAXにより申し込むこと。FAX受領後、翌日（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、申込者に到着するように発送する。3営業日を過ぎても到着しない場合は、下記問合せ先に電話にて確認すること。

#### 【受付期間、申込先、送信先、問い合わせ先】

受付期間：令和6年11月8日（金）から令和6年11月13日（水）までの毎日 午前9時30分から午後5時まで。

送信先：西日本支社ストック事業推進部事業企画課 担当：鶴淵

FAX：06-4799-1185 TEL：06-4799-1178

#### (5) 見積方法

- ① 見積金額は、履行期間中の警備機器設置料金、撤去料金及び月額料金等総価を記載すること。なお、見積書（様式1）には見積金額の内訳を示した「見積金額明細表」（様式2）を添付すること。見積書に記載した見積金額と「見積金額明細表」の額が異なっている場合、又は「見積金額明細表」に計算間違い等の誤りがある場合は無効とする。
- ② 契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

### 2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構

- 達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構西日本地区において令和5・6年度物品購入等の契約に係る競争参加資格を有している者で「役務提供」に係る業種区分の認定を受けていること。
  - (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
  - (4) 本公示、仕様書、入札(見積)心得書(物品購入等)及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。
  - (5) 警備業法(昭和47年法律第117号)(以下、「警備業法」という。)第5条に規定する都道府県公安委員会による営業認定を受け、かつ、その認定証が有効期限内であること。
  - (6) 警備業法第40条に規定する都道府県公安委員会への機械警備業務に関する届出書を出していること。
  - (7) 警備業法第42条に定める機械警備業務管理者証の交付を受けている者を選任していること。
  - (8) 警備業法第49条に規定する営業の全部又は一部の停止命令及び廃止命令を過去3年以内に受けていないこと。
  - (9) 警備業法第2条に規定する機械警備業務を自ら行う者であること。
  - (10) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
  - (11) (10)に該当する者のほか、不法な行為を行い、若しくは行う恐れのある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人若しくはそれらの構成員で、契約相手方として機構が適当でないと認める者でないこと。

### 3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先  
〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-13-1  
大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階  
独立行政法人都市再生機構 西日本支社 総務部 調達管理課  
電話 06-4799-1035
- (2) 見積書の提出期限及び提出方法
  - ①提出期限 令和6年11月14日(木)15時00分
  - ②提出方法 持参又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出場所は上記(1)と同じ

(3) 見積書と同時に提出する書類

- ① 2（5）の警備業法第5条に記載の都道府県公安委員会の営業認定を受けていることを証明する書面（認定証）の写し（1部）
- ② 2（6）の警備業法第40条に規定する都道府県公安委員会への機械警備業務に関する届出書の写し（1部）
- ③ 2（7）の警備業法第42条に規定する機械警備業務管理者証の写し（1部）
- ④ 2（8）の警備業法第49条に規定する営業の全部又は一部の停止命令及び廃止命令を過去3年以内に受けていないこと、及び2（9）警備業法第2条に規定する機械警備業務を自ら行う者であることを誓約する書面（様式3）

※ ①から④の提出書類については、見積書とは別の封筒で提出すること。

(4) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書等の作成の要否 要

(3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは、無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2（2）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3（2）により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

競争参加資格については、当機構ホームページを参照のこと。

<http://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

(6) 支払方法

警備機器の設置料金、撤去料金及び月額料金等契約期間中にかかる金額の総価を契約期間月数で割った額を月額料金とし、請負契約書の規定により請負代金を支払うものとする。

(7) 組織名称

対象事務所の組織名称決定に伴い業務件名が変更となる可能性がある。

(8) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構 西日本支社 ストック事業推進部事業企画課

電話：06-4799-1178

以上

(様式1)

見 積 書

金 円也

ただし、「06-西日本団地再生業務事務所奈良県A分室機械警備業務」について  
オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印 ※

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部長 小林 弘幸 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(様式2)

見積金額明細表

件名：06－西日本団地再生業務事務所奈良県A分室機械警備業務

御社名： \_\_\_\_\_

項目		税抜金額	税込金額
月額	設置費用、撤去費用を含めた月額料金を記載。	①  円/月	⑤ (請負契約書別紙2業務費用支払予定表に記載する額=)  円/月
日割料金 R6/11/25～11/30 (6日分) 計6日	設置費用、撤去費用を含めた日割料金を記載。	② (月額料金÷30日(10円未満は切捨て。)×6日=)  円/6日	⑥ (請負契約書別紙2業務費用支払予定表1回に記載する額=)  円/6日
日割料金 R9/2/1～2/15 (15日分) 計15日	設置費用、撤去費用を含めた日割料金を記載。	③ (月額料金÷30日(10円未満は切捨て。)×15日=)  円/15日	⑦ (請負契約書別紙2業務費用支払予定表28回に記載する額=)  円/15日
合計金額 (26ヶ月 21日分)	設置費用、撤去費用を含めた合計金額(26ヶ月分と21日分)を記載。	④ = (①×26ヵ月) + ② + ③ (見積書に記載する額=)  円	⑧ = (⑤×26ヵ月) + ⑥ + ⑦ (請負契約書別紙2業務費用支払予定表の計に記載する額=)  円

本表は、見積書と共に封入すること

表

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部長 小林 弘幸 殿 (件名：06・西日本団地再生業務事務所 奈良県A分室機械警備業務 見積書)
(押印省略)

裏

封	
住所・連絡先	氏名
	※登録番号

- ※ 競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を記載すること。  
なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。  
提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。
- ※ 押印を省略する場合は、封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。
- ※ 公示文3(3)に示す書類を併せて提出すること。  
その際には、上記見積書の封筒には同封せず、見積書と別に提出すること。

(様式3)

## 誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 西日本支社  
総務部長 小林 弘幸 殿

会社名

住所

代表者名

当社における業務内容について、下記のとおり事実と相違ないことを誓約します。

- 1 警備業法第49条に規定する営業の全部又は一部の停止命令及び廃止命令を過去3年以内に受けていないこと。
- 2 警備業法第2条に規定する機械警備業務を自ら行うこと。



令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社  
 ストック事業推進部事業企画課 行

## 機械警備業務依頼書交付申込書

下記業務の機械警備業務依頼書の交付を申し込みます。

業 務 件 名		06-西日本団地再生業務事務所奈良県A分室機械警備業務
申 込 者	会社名	
	郵便番号・住所	〒
	電話番号	
	メールアドレス	
	担当者名	
備 考		

(申込先)

独立行政法人都市再生機構西日本支社  
 ストック事業推進部事業企画課

担当：鶴淵

FAX：06-4799-1185

TEL：06-4799-1178

## 請負契約書

1 役務の名称

06－西日本団地再生業務事務所奈良県A分室機械警備業務

2 履行場所

仕様書による

3 履行期間

令和6年11月25日から令和9年2月15日まで

4 請負代金額 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税(10% 額 円)

発注者独立行政法人都市再生機構と受注者 〇〇〇〇とは、頭書の役務  
(以下「本役務」という。)に関する請負契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号  
氏名 独立行政法人都市再生機構西日本支社  
理事・支社長 高原 功 印

受注者 住所  
氏名 印

(総則)

第1条 発注者は、本役務をこの契約に定める条件で受注者に発注し、受注者は、これを履行した上、その目的物(以下「目的物」という。)があるときは、これを発注者に引き渡すものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限

りでない。

(仕様)

第4条 受注者は、別紙1の仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、本役務を履行するものとする。

(履行期間の変更等)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、仕様書に指定された当該履行期限を延長し、又は履行期間を変更することができる。ただし、その延長日数又は変更後の履行期間は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 前項の規定に基づき履行期間の変更を行った場合の請負代金は、変更した履行期間の日を基に、頭書に定める請負代金に1ヶ月当たり金 円（税込）の金額を加減し定めるものとする。

3 前項の規定による変更後請負代金の算定において、変更した履行期間に1ヶ月に満たない日がある場合は1ヶ月を30日として日割り計算により定めるものとする。

4 業務の仕様を変更した場合の請負代金は、前2項の規定にかかわらず発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(危険負担)

第6条 本役務の履行に当たり、次条第1項に規定する発注者の確認（同条第3項の再検収がある場合には、当該再検収）の前に生じた損害は、受注者がこれを負担するものとする。

(完了の確認)

第7条 受注者は、別紙2の業務費用支払予定表（以下「支払予定表」という。）に指定された各履行期限内又は各履行時期（第5条又は第11条の規定により当該履行期限又は履行時期が延長され、又は変更されたときは、その延長後の履行期限又は変更後の履行時期）における本役務の履行後、直ちに発注者に届け出て、発注者の確認を受けなければならない。

2 発注者は、前項の確認（以下「検収」という。）を同項の規定による届出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

3 受注者は、検収の結果、不合格となり、発注者から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに当該修正又はやり直しを行い、発注者の再検収を受けなければならない。この場合、再検収の期限については、前項の規定を準用する。

4 検収又は前項の再検収に合格した日をもって、第1項の本役務は完了したものとし、目的物があるときは、当該目的物は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

(請負代金の支払い)

第8条 受注者は、請負代金については、第7条第4項に規定する同条第1項の本役務の完了日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を

受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

- 2 発注者がその責めに帰すべき理由により第7条第2項の期間内に検収又は同条第3項の再検収を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検収又は再検収を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### （契約不適合責任）

第9条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### （請負代金の改定）

第10条 賃金、材料等の価格や契約期間等に変動があり、第8条第1項に規定する請負代金の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定する。

#### （延滞金）

第11条 受注者の責めに帰する理由により受注者が仕様書及び支払予定表に指定された履行期限内又は履行時期に本役務を完了しない場合において、履行期限又は履行時期経過後相当期間内に完了する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して、当該履行期限を延長し、又は履行時期を変更することができる。

- 2 前項の延滞金は、その延長日数に応じ、請負代金に対し、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した金額とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第12条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、本契約期間中に発注した総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第13条 受注者は、発注者がその責めに帰すべき理由により約定期間を超えて請負代金の支払いを行った場合には、その遅延日数に応じ、当該支払額に対し、年(365日当たり)2.5パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として発注者に請求すること

ができる。

(契約不適合責任期間等)

第14条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第7条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 第1項において受注者が負うべき責任は、第7条第1項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

4 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第15条 本役務の履行に当たり、発注者又は第三者に及ぼした損害は、受注者が賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰さない理由による損害については、この限りでない。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

- 一 受注者の責めに帰する理由により、仕様書に指定された履行期限内若しくは履行時期又はこれらの経過後相当期間内に本役務を完了する見込みがないとき。
- 二 第2条、第3条の規定に違反したとき。
- 三 前条に規定する賠償義務を怠ったとき。
- 四 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。
- 五 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 六 破産の申立て（自己申立てを含む。）を受け、又は解散したとき。

(違約金)

第17条 受注者は、前条第1号から第5号までのいずれかに該当してこの契約が解除されたときは、その解除された日の属する月から頭書の契約期間の終了日の属する月までの間に相応する請負代金の10分の1に相当する額を違約金として、発注者に支払わ

なければならない。

(発注者の都合による解除)

第18条 発注者は、第16条各号の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも1か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第19条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(相殺)

第20条 発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

(協議事項)

第21条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙1 (仕様書)

別紙2 (業務費用支払予定表)



(別紙1)

## 仕様書

- 1 件名  
06-西日本団地再生業務事務所奈良県A分室機械警備業務
- 2 契約期間  
令和6年11月25日から令和9年2月15日まで
- 3 対象の事務所  
機械警備業務依頼書による
- 4 警備目的  
警備対象事務所における盗難等を防止するとともに、違法・不当な行為を排除し、もって同事務所の円滑な業務運営及び個人情報保護に寄与することを目的とする。
- 5 警備方法  
機械警備システム（異常感知装置及び自動通報装置（以下「警備機器」という。）と警備員による対応を組み合わせた警備活動）
- 6 警備内容
  - (1) 警備対象事務所内における不法侵入者等の早期発見と措置
  - (2) 警備対象事務所の異常発見、通報及び緊急措置
  - (3) 盗難等の早期発見と阻止
  - (4) 警報機器類の正常作動確認、監視及び異常発報時の措置
  - (5) 機械警備システム用に警備対象事務所に設置された警備機器の点検操作
- 7 警備上必要な機械等
  - (1) 警備機器概要
    - ①警報送信機
    - ②警報受信機
    - ③操作器（コントローラー）
    - ④人感センサー
    - ⑤ドア（窓）開放感知センサー
  - (2) 上記警備機器の中から、必要数を設置すること。
  - (3) 警備機器及びこれに付随する一切の設備については、受注者が設置し、受注者の

所有に属する。

## 8 異常事態発生における処理

- (1) 警報機器により警備対象事務所に異常事態が発生したことを確認したときは、警備員（警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第23条に定める検定に合格した者をいう）を急行させ、異常事態を確認、事態の拡大防止にあたる。
- (2) 受注者は、異常事態を確認後、発注者が別途指定する者へその状況を連絡するほか、必要に応じて関係先（警察・消防署等）へ通報する。

## 9 事故報告等の届出

受注者は警備対象事務所の異常対処の内容について、速やかに発注者に報告書を提出すること。

## 10 鍵の預託

警備上必要な鍵については、それぞれ受領書によりその所在を確認できるようにするとともに、厳重に取扱い保管するものとする。

## 11 警備機器の設置及び撤去

警備機器及びこれに付随する一切の設備は、受注者が設置及び撤去工事を行い現状復帰に努めることとする。なお、現状復帰の内容、撤去作業日程は発注者と協議の上決定する。

## 12 損害賠償

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により、警備対象事務所が存する建物、及び事務所内における設備及び物品を破損又は滅失したときは、直ちに発注者に届け出るとともに、受注者は損害を賠償しなければならない。ただし、発注者がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。
- (2) 受注者の警備員又は従業員が業務執行中に負った損害については、受注者がこれを補償し、発注者は一切責任を負わない。
- (3) 受注者が本契約に基づいた警備を実施中に、発注者又は第三者に対して損害を与えた場合において、その原因が受注者の責めに帰すべき事由によるときは、受注者は、発注者又は第三者が被った損害を賠償しなければならない。

## 13 その他

- (1) 警備機器の設置日時等については、受注者は発注者と調整を行い実施すること。また、業務開始前までに事務所内の案内員等へ警備機器の使用方法を説明すること。

と。

- (2) 警報機器の設置にあたっては、発注者の電話回線を利用することも可とする。
- (3) 警備機器操作に必要なカード等は、設置と同時に発注者に必要数交付すること。
- (4) 警備実施上、疑義又は本仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者との協議の上取り決めるものとする。

以 上

(別紙2)

業 務 費 用 支 払 予 定 表

回数	履行期間	予定金額 (税込)	備考
1回	令和6年11月25日から 令和6年11月30日まで	円	
2回	令和6年12月1日から 令和6年12月31日まで	円	
3回	令和7年1月1日から 令和7年1月31日まで	円	
4回	令和7年2月1日から 令和7年2月28日まで	円	
5回	令和7年3月1日から 令和7年3月31日まで	円	
6回	令和7年4月1日から 令和7年4月30日まで	円	
7回	令和7年5月1日から 令和7年5月31日まで	円	
8回	令和7年6月1日から 令和7年6月30日まで	円	
9回	令和7年7月1日から 令和7年7月31日まで	円	
10回	令和7年8月1日から 令和7年8月31日まで	円	
11回	令和7年9月1日から 令和7年9月30日まで	円	
12回	令和7年10月1日から 令和7年10月31日まで	円	
13回	令和7年11月1日から 令和7年11月30日まで	円	
14回	令和7年12月1日から 令和7年12月31日まで	円	
15回	令和8年1月1日から 令和8年1月31日まで	円	

16回	令和8年2月1日から 令和8年2月28日まで	円	
17回	令和8年3月1日から 令和8年3月31日まで	円	
18回	令和8年4月1日から 令和8年4月30日まで	円	
19回	令和8年5月1日から 令和8年5月31日まで	円	
20回	令和8年6月1日から 令和8年6月30日まで	円	
21回	令和8年7月1日から 令和8年7月31日まで	円	
22回	令和8年8月1日から 令和8年8月14日まで	円	
23回	令和8年9月1日から 令和8年9月30日まで	円	
24回	令和8年10月1日から 令和8年10月31日まで	円	
25回	令和8年11月1日から 令和8年11月30日まで	円	
26回	令和8年12月1日から 令和8年12月31日まで	円	
27回	令和9年1月1日から 令和9年1月31日まで	円	
28回	令和9年2月1日から 令和9年2月15日まで	円	
計		円	